

医療行為に伴う侵襲と合併症・偶発症の発症に関して

身体への侵襲(ダメージ)について

医療行為は、少なからず体への負担を伴う行為があります。通常は、治療効果を含め医療行為が体への負担を上回る利点があると判断した場合、検査や治療を行います。

合併症・偶発症とは

人の体は一人ひとり異なるため、標準的な(同じ)医療行為をしても、常に同じ結果になることはありません。したがって、医療行為により病気や症状が出現する場合があります。これが「合併症・偶発症」と言われるものです。

ひそかに進行していた病気の発症、加齢に伴う症状も含まれます。また、これまで大丈夫であっても有害事象が生じる場合もあり、すべてを言い尽くすことはできません。

例えば)注射・採血時に起こる合併症・偶発症

採血や注射等は、病気の診断や治療を行うために必要な医療行為です。

血管や神経の走行、血管のもろさ、血液の固まりにくさ、痛みの感じ方など、患者さん一人ひとり異なります。医療者が標準的な手技で行っていたとしても「神経損傷」「止血困難」「皮下血腫」「血管迷走神経反応」などが起こることがあります。

この他：・手術・検査に伴う出血、多臓器への影響、傷跡や痛みの残存

・薬の副作用や効果の不十分さ

・カテーテル・チューブ類の挿入による出血、閉塞、抜去による臓器損傷

・治療に伴う自己免疫力の低下による既存疾患の悪化

・療養中の転倒や転落、誤嚥や誤飲、窒息

・他の患者さんや面会人等からの伝染性疾患の感染(院内感染)

合併症・偶発症が生じた場合

最善の治療を行います。しかし予後に影響を及ぼすような後遺症の残存や、時には死に至ることもあり得ます。その際の医療費は通常の保険診療で行うため、患者さんに自己負担が生じます。(過失を伴う場合は病院側にも賠償責任が生じます)

医療行為によって発生する不可抗力は、注意深く行っても防ぐことが出来ない事をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

医療行為に伴う侵襲と合併症・偶発症の発生リスクについてご理解いただいた上で、説明内容や治療内容についての疑問・不安がある場合は、ご遠慮なく主治医にお尋ね下さい。ご納得できない場合は、他の医療機関の医師の意見(セカンドオピニオン)を検討ください。この場合、必要な資料は提供いたします。またこれにより、患者さんやご家族が不利益な扱いを受けることはありません。

市立大町総合病院 病院長